

「総ぐるみ」新聞

介護保険特集

介護保険制度が始まって5年になります。「介護保険」という言葉はかなり我々の生活の中で、身近な言葉として使えるようにはなりましたが、いざその制度を利用しようとすると、さっぱり分からないという状態になることだと思います。NPO総ぐるみ福祉の会も、いろいろ

の事例にぶつかりつつ、地域の皆様の悩みを解決しようと努めてきてまして、少しはお役に立てるようになって来たと思っています。今月はまず、介護保険と健康保険とを比較して、介護保険をご理解していただきたいと思います。

介護保険と健康保険との比較

中 康行

皆さんは病気になれば、健康保険証を持って近くの医院か病院に行き、お医者さんの診断を受け、薬をもらって治療されます。

そこで、介護保険はどういう制度なのか考える糸口として、健康保険と比較しながら理解するとわかりやすいと思います。

そして、治るまで健康保険を使うことができません。(上限がない)ところが、介護保険は利用限度額があるとか、介護認定が必要らしいなどと、どうもよく分からない、どうしたら必要になるのか、又どうしたら使えるのか、分からない人が多いと思います。

それは介護保険が平成十二年四月に発足したばかりで馴染みがない、あるいは他人の支援は受けたくない気持などがわざわざいしているかも知れませんが、

一番大きな違いは身体の状態が悪くなって、日常生活(食事・入浴・トイレ・家事など)に支障が生じて介護支援を受けようと思った時、その旨、港南区役所に申請して、介護認定を受けないと何も始まらないと言うことです。介護の認定が出されないと、次はケアマネジャーがあなたと相談の上、どのような支援がよいか、ケアプランを作成し、ようやく支援が始まることとなります。

将来身体が悪くなった時、子供達は遠くに住んでいる。また、身近な親戚の人も遠くに住んでいる。近所の人ともあまり馴染みがないという人が多いと思います。あらかじめ介護保険の仕組が少しでも理解できていれば何かの役に立つと思います。

介護保険について関心のある方は、まず、「総ぐるみ福祉の会」にご相談ください。申請手続きの仕方やケアマネジャーの紹介を行っております。

なお、裏面の「介護保険と健康保険の比較表」を参考にしてください。

NPO総ぐるみ福祉の会 事務所は日限山4・44・23の宮崎宅です。入会や活動等については、宮崎浩子(8447477)、増澤喜一郎(8429084)、大橋綾子(8232363)、菅沼永子(8449193)、米川満寿子(8419433)、菊地幸子(8414862)に、日限山荘でも受け付けています。

介護保険と健康保険との比較

比較項目	健康保険	介護保険
1. 保険の対象者は誰か	日本の全国民	40歳以上64歳以下の人は特定の病気(15種)が原因で介護が必要になった人に限られるが、65歳以上の人は病気の原因を問わない。
2. 保険適用の必要性は誰が決めるか	健康保険証を持って医院(病院)へ行くと、検査、薬などの必要性を医者が決め、何時でも使える。	その人に介護が必要かどうか区の介護認定審査会が決定して初めてサービスの利用ができる。
3. 保険サービスの上限はあるか	薬や治療に上限がなく、その人に必要なだけ治療が受けられる。	その人にどのくらいの介護が必要なのかの、必要度の認定を受けると、その要介護レベルに応じて利用できるサービスの「上限」が決まる。 <現在、要支援、要介護1・2・3・4・5の6段階>
4. 保健サービスの内容(種類)はどうか	利用できない医療サービスはほとんどない。(歯医者等で一部保険外がある)	施設サービスが3種類、居宅サービスが12種類と決められており、どのように利用するかは、ケアマネジャーがたてるケアプランにより決める。
5. 保健サービスの提供者	医院・病院	居宅介護支援事業者 ケアプランを作成する事業者 居宅サービス事業者 利用者宅に訪問して介護をする事業者 指定介護保険施設 介護老人福祉施設など

日限山四丁目にある、皆さんのたまり場

『日限山荘にいらしてください』

港南区日限山四 七一

いつも、家族のような感覚でお昼ご飯を楽しんでいます。どなたでも予約なしでいらしてください。食後は囲碁、オセロ、おしゃべりなどしています。

二月は八、十一、十五、一八、二十一、二十五日です。

日限山荘の看板を見てください、開催日を掲げていますので、何時でもごらんになります。